

## B 初級コース群（東海）

### 概要

このコース群は、A入門コースからC中級コースへのスムーズな橋渡しを目的とし、短期間（2～4日間）で知的財産の専門ジャンル（特許・実用新案・意匠、商標、知財法務、特許情報調査）の基礎的な専門知識および実務ポイントを習得していただくようになっています。具体的には、B 1「特実・意匠基礎」、B 3「商標基礎」、B 5「知財法務基礎」、B 9「特許情報と特許調査基礎」からなり、受講対象者の業務に関わる専門コースを順次、もしくは組み合わせて受講していただくように構成しております。

### 対象者

- ◆ 知的財産の専門業務に携わる知財部門・法務部門の初級者の方々。
- ◆ 技術部門や企画管理部門において業務上知的財産の創造・活用に関わる方。
- ◆ A入門コースを修了し、知的財産権の法制度に関する基礎知識を習得した方。
- ◆ 知財部門において、ジョブローテーションにより新たな業務を始める方、また業務の視野を広げたい方。

### 学びのポイント

- ◆ 知的財産権に関わる法制度を実務の観点から掘り下げて習熟する。
- ◆ 特に、これら権利の取得方法及び活用策を学ぶ。
- ◆ 豊富な経験を持つ講師陣の事例・演習を織り交ぜた講義により現場対応力を習得する。

## 2015年度よりBコースを改編

## 【従来のBコースについて】

従来の「B初級コース」は、特実、意匠、商標、外国、法令、訴訟、管理、調査と多岐に渡る内容を5日間かけて学ぶコースとなっていました。

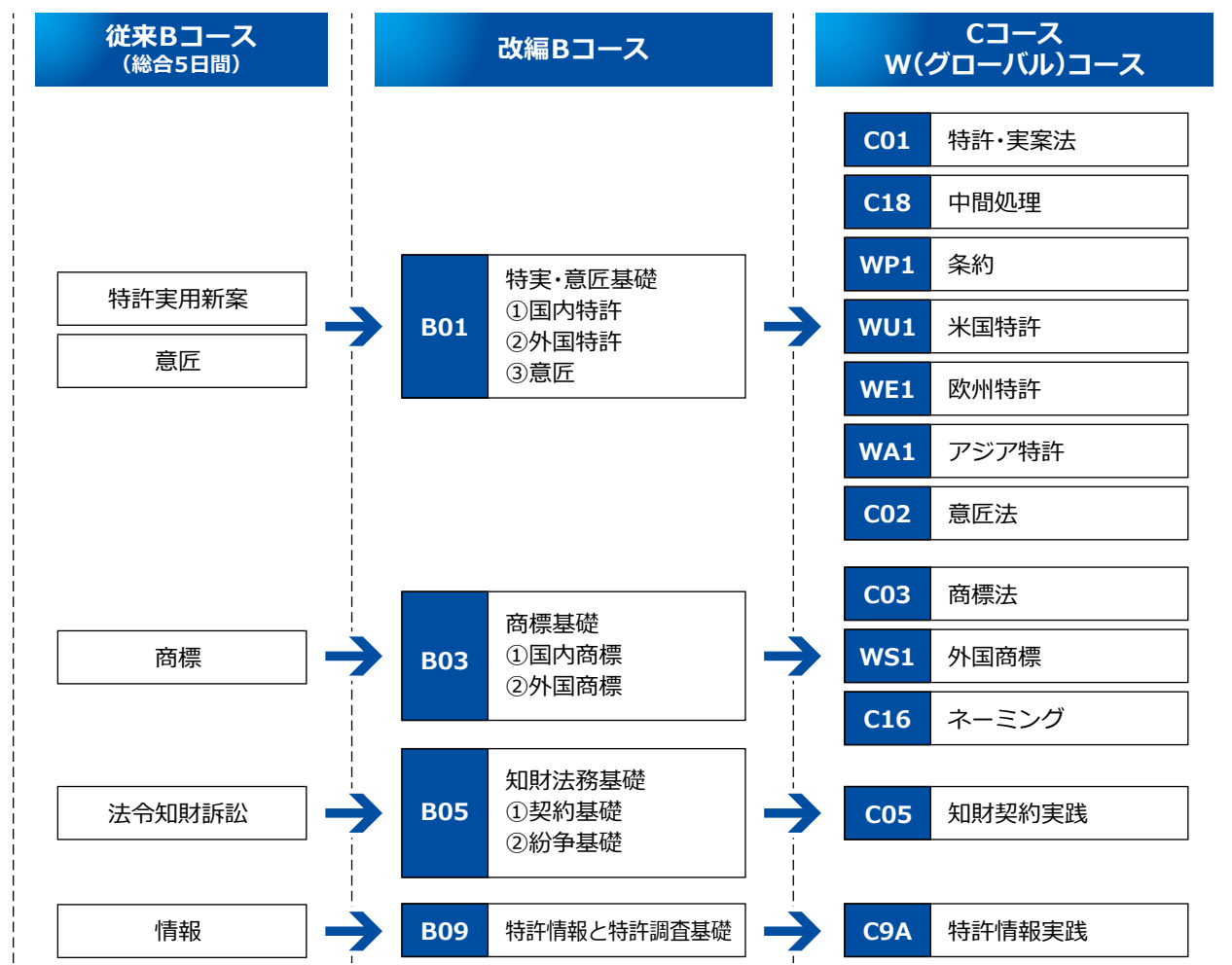
「A入門コース」との違いは、Aコースが「法制度の理解」に重点を置いているのに対し、Bコースが「法制度の活用」を意識した内容になっておりました。しかしながら、このフェーズの違いが受講者の方々に十分に伝わっていないこともございました。

## 【改編のポイント】

この度、①「A入門コース」との違いの明確化 ②「C中級コース」内容レベルへのスムーズな橋渡しを目的として「B初級コース」は大幅に改編を行いました。

受講しやすいよう各コースを短期間(2～4日間)に設定し、Bコースを組み合わせることで受講していただいても(例; B01+B05等)結構です。

受講者のニーズに合わせてアレンジしていただけるようにしました。



## 概要

このコースは、これから特許等や意匠に関連する業務に携わる方々を対象に、国内外の特許等出願・権利化、特許権の活用・紛争対応等を基礎的な実務ポイントを中心に解説します。また製品を多角的に保護する観点から、意匠の基礎的な実務ポイントも解説します。中間処理や侵害事例にも踏み込むため、講義にはミニ演習を取り入れてアウトプットすることによる理解の定着や、法律が実務にどのようにかわっていくのかを実感できるような工夫を取り入れました。

開催日(4日間)		講義科目	講師
9/5(水)	午前	1. 特許・実用新案基礎実務	特許業務法人コスモス特許事務所 弁理士 富澤 孝 氏
	午後	特許・実用新案制度実務	
9/6(木)	午前	2. 拒絶理由通知への基礎実務対応	江原特許事務所 弁理士 前田 礼子 氏
	午後	拒絶理由通知への基礎実務対応	
10/3(水)	午前	3. 意匠基礎実務 I	特許業務法人オンダ国際特許事務所 弁理士 恩田 誠 氏 弁理士 森 有希 氏
	午後	4. 外国特許基礎実務 I	
11/14(水)	午前	5. 意匠基礎実務 II	特許業務法人オンダ国際特許事務所 弁理士 恩田 誠 氏 弁理士 森 有希 氏
	午後	6. 外国特許基礎実務 II	

申込コード : B01-N1

## 1. 特許・実用新案基礎実務

この講義では事例を交えて以下のことを解説します。①企業にとって大切な特許戦略について、②発明の本質の捉え方について、③特許要件として最も重要な進歩性について、④進歩性に関する知財高裁の判決全文を通して、法律的思考について。

## 2. 拒絶理由通知への基礎実務対応

経営に資する強力な特許権を取得するためには、良い明細書の作成に加え、拒絶理由通知への適切な対応が必要不可欠であります。そのため、特許実務者は、拒絶理由のパターンに応じて、最適な応答を進めていかねばなりません。

この講義では、拒絶理由通知への対応にあたり、審査の各ステップにおける考え方を示しつつ事例や審査基準を交えて、効果的且つ論理的な応答を行うための実務ポイントを解説します。

### 3.5. 意匠基礎実務 I II

---

この講義では、意匠の実務経験豊富な講師が、①意匠制度（関連意匠、部分意匠、特徴記載、秘密意匠、出願変更等）の活用法、②機能部品の保護、③意匠の類否判断のしかた、④意匠調査方法等について、数多くの実例とグループ演習を交えつつ、実務上、重要なポイントを分かりやすく解説します。

### 4.6. 外国特許基礎実務 I II

---

この講義では、外国特許にかかる基礎実務に焦点をあて、パリ条約およびPCT条約を含め、米国、欧州、中国などの重要国への特許出願および権利化について、それぞれの法制度および基礎的な実務ポイントを解説します。また、外国特許権の効力および活用にも触れていきます。

<b>東海</b>	研修会場:愛知県産業労働センター(ウインクあいち)	募集定員:40名
B05	知財法務基礎	初回開催日の 2週間前まで申込可能です。 お申込みはこちらから！

## 概要

このコースは、知財部門および事業部門で知財に関わる実務担当者の方々に、知財契約を中心とした法律の基礎および実務を学んでいただきます。また、企業活動のさまざまな場面で生じる知財リスクと紛争が生じた場合の対応方法について、実務的な観点から解説します。

講義の一部にはミニ演習を取り入れ、参加者に講義の内容をもとに具体的な事例での対応を考えていただくことによって、理解を深めます。

開催日(3日間)		講義科目	講師
9/12(水)	午後	1. 企業活動を巡る法律基礎	弁護士法人ロウタス法律事務所 弁護士 高橋 恭司 氏
10/10(水)	午前	2. 知的財産実務における民法	岩坪総合法律事務所 弁護士 速見 禎祥 氏
	午後	知的財産実務における民法	
11/15(木)	午前	3. 知的財産契約の実務ポイント	弁護士法人穂高 弁護士 寺田 明日香 氏
	午後	4. 知的財産紛争への基礎実務対応	弁護士法人ロウタス法律事務所 弁護士 高橋 恭司 氏

申込コード：B05-N1

## 1. 企業活動を巡る法律基礎

企業活動の様々な状況において、法令の関わりを理解するため、知的財産法を含めて法令にかかる基礎知識を習得しておく必要があります。この講義では、企業活動の主要ステージにおいて起こり得る知的財産諸問題について、事例および経験談を交えて、法律の適用および基礎的な対応策を解説します。

## 2. 知的財産実務における民法

知的財産実務にあたり、知的財産権法はもとより、その一般法である民法について、①知的財産権法にない取り決めは民法に委ねられること、②民法上の権利と知的財産権とは異なった取り扱いをすることがあることから、それぞれの趣旨および関連性を理解しておかねばなりません。この講義では、これら①②を含め民法と知的財産権法との関わりについて、民法関連の各種事例に加え、特に知財関連の契約および紛争に関わる各種事例も多く織り交ぜて、それぞれの実務ポイントを解説します。

## 3. 知的財産契約の実務ポイント

企業活動には、複数当事者によるビジネス条件を取り決める契約がつきものとなります。それゆえに契約の適切な締結および履行遵守のため、契約書の基礎的知識は勿論のこと、契約書の作成時および契約交渉時における実務ポイントを正確に理解しておかなければなりません。この講義では、知的財産契約の代表例を採りあげて、その構成、条文、契約実務上の重要事項について、契約実務的な観点から解説します。特に、ライセンス契約については、実施権、実施料その他の契約条文の意義や具体例についても解説します。

## 4. 知的財産紛争への基礎実務対応

---

企業競争の熾烈化にともない、知的財産を巡る様々な紛争が発生し、これらの紛争には、事実関係および法律関係を精査して、適宜、的確に対応しなければなりません。

この講義では、企業活動に関連して発生する権利行使および権利侵害の初期動作、ならびに知的財産紛争の解決手法について、事例および演習を交えて、それぞれの基礎的な実務ポイントを解説します。なお、裁判制度の基礎および訴訟手続きにも触れていきます。